

附則第17項 栄養教諭(教員免許なし)

平成19年6月27日付公布・即日施行
平成28年11月28日付改正

※この規定は、栄養教諭制度導入にあたっての特例規定であり、既に栄養教諭免許状を取得している方には適用されません。

	1 種	2 種
1 基礎資格	管理栄養士、管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること。	栄養士の免許を受けていること。
2 最低在職年数	基礎資格取得後※、学校給食法第7条に規定する職員、その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として、良好な成績で勤務した最低在職年数が3年以上(申請時点で学校給食法第7条に規定する職員、その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員であること。)	

※最低在職年数は、「1 基礎資格」を得た後の実務

3 必要単位 (「基礎資格」を取得した後に、栄養教諭の課程認定のある大学で単位を修得してください。)

法定科目名		1 種	2 種	
栄養に係る教育及び教職に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		
		すべての事項を含めて修得		
		2単位	2単位	
				幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
	食生活に関する歴史的及び文化的事項			
	食に関する指導の方法に関する事項			
	(1) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
		1単位以上	1単位以上	
				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
	(2) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容		
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
1単位以上		1単位以上		
			生徒指導の理論及び方法	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
教育実践に関する科目	栄養教育実習	1単位以上	1単位以上	
	教職実践演習	—		
教 職 小 計		8単位	6単位	
栄養に係る教育に関する科目及び教職合計		10単位	8単位	

(1)と(2)は、養護教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位により修得することも可能です。

4 その他の注意事項

- ア 必要な単位は、課程認定のある大学又は認定講習等で修得してください。
- イ 法定科目名と大学等の授業科目名は異なります。必要に応じて、大学担当者に履修指導を受けてください。
- ウ この外に、人物・実務・身体に関する証明による検定に合格する必要があります。
- エ 平成31年3月31日までに修得した単位を使用する場合は、新法(平成28年改正法)に係る学力に関する証明書により確認してください。